

私債権等に税情報が利用できないことによる弊害(例)

| | | |
|---|------------|--|
| 地方自治法第240条第2項に関するもの(強制執行事務) | 給与 | 債務名義を取得した私債権等の悪質滞納者につき、裁判所に申立てを行い強制執行(給与の差押)を行うことを企図するが、当該債権の所管課に滞納者の勤務先情報が存在しないため、強制執行の申立てを行うことができない。 同一市役所内の住民税所管課では、当該滞納者の勤務先情報を保有しているが、当該情報を利用して私債権の強制執行を行うことは地方税法第22条に抵触する恐れがあるため、地方自治法第240条第2項に規定する強制執行を行うことができないという弊害が発生している。 |
| | 預貯金 | 債務名義を取得した私債権等の悪質滞納者に対し、裁判所に申立てを行い、強制執行(預貯金の差押)を行うことを企図するが、当該債権の所管課に滞納者の口座情報が存在しない。滞納者の住所地近隣の金融機関を無作為に抽出し、預金差押の強制執行の申立てを行うことは可能だが、口座のある金融機関に辿り着くまで何度も繰り返し強制執行の申立てを行う必要がある。しかしながら、同一機関内の市税所管課において保有している住民税や固定資産税等の口座振替の登録口座情報を利用することができれば、一度の強制執行申立てにより、確実な差押の執行が可能である。 |
| 地方自治法第240条第3項に関するもの(履行期限の延長及び債務の免除に関する事務) | 虚偽申請に対する対応 | 無資力者や生活困窮者については、履行期限の延長や債務の免除を検討する必要があるが、私債権等の所管課は客観的な資力判定を行う手段が乏しい。そのため、悪質な滞納者が無資力者を装い履行期限の延長や債務免除の申請を行った場合、実際には十分な資力があるにも関わらず、無資力者と判定し、履行期限の延長や債務免除を決定してしまう恐れがある。 給与明細書や預金通帳の提出を任意で求めることは可能であるが、2箇所の会社に勤務している者が片方のみの給与明細書を提示する場合や2箇所の預金口座を保有する者が残高の少ない方のみの通帳を提示すること等が想定され、資力のある者を無資力者と誤認する可能性がある。 市税所管課が保有する情報を利用することができれば、無資力者を装い、虚偽申告を行った者に対し、税情報により収入や預貯金等が判明していることを理由として履行期限の延期や債務免除の申請を却下することが可能になる。 現行の法制度の下で、税情報を利用した履行期限の延期や債務免除の可否の判定を行うことは、地方税法第22条に規定する「窃用」に抵触する恐れがある。 |
| | 納付相談事務の効率性 | 履行期限の延長等を判断するためには、納付相談を行うことが一般的である。複数の債権に滞納がある者に対しては、効率化を図るため、全ての債権の滞納に関する納付相談をまとめて行うことが望ましい。しかし、地方税の滞納処分为例により徴収する債権(強制徴収公債権)と私債権等の両方を滞納している者に対して、同一の担当者が納付相談を行うことは、強制徴収公債権の情報と私債権の情報が共有されることから、地方税法第22条に抵触する恐れがある。 そのため、水道使用料(私債権)と下水道使用料(強制徴収公債権)のように密接な関係のある債権であっても、担当者を分けて納付相談を実施する必要がある。非効率的であるほか、滞納者側にとっても負担が多く、各所管課へ納付相談のために出向き、その都度同じ説明をする必要がある。前述の虚偽申請に対する対応とも関連するが、私債権等では本人の申告に基づき無資力者として債務を免除した一方で、強制徴収公債権においては税情報により財産が判明したために差押を執行する等、同一機関内で行う滞納整理にも関わらず、整合性が図れないことも問題である。 |